

盛岡市保健所長様

廃業届

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ☐ ）

※ 「食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届等の個人情報の取扱いについて」を確認した場合は次の欄にチェックをしてください（☒）

申請者・届出者情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス：shokuhin@△△△.jp		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 岩手県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) しょくひん たろう		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎		昭和〇年〇月〇日生
営業施設情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス：restaurant-taro@△△△.jp		
	施設の所在地 盛岡市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) れすとらん たろう		
	施設の名称、屋号又は商号 レストラン太郎		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日		令和〇年〇月〇日	
担当者	(ふりがな) しょくひん じろう		電話番号
	担当者氏名 食品 次郎		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

申請者・届出者情報

法第55条第2項関係

該当には
☒

(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。

☐

(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。

☐

(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。

☐

営業施設情報

令第13条に規定する食品又は添加物の別

☐①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）

☐②加糖粉乳☐⑤魚肉ハム☐⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）

☐③調製粉乳☐⑥魚肉ソーセージ☐⑨マーガリン☐⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）

☐④食肉製品☐⑦放射線照射食品☐⑩ショートニング

(ふりがな)

資格の種類

食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要

受講した講習会

講習会名称年 月 日

使用水の種類

自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合

① 水道水（☐ 水道水☐ 専用水道☐ 簡易専用水道）

② ☐ ①以外の飲用に適する水

業種に応じた情報

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設

☐

生食用食肉の加工又は調理を行う施設

☐

ふぐの処理を行う施設

☐

(ふりがな)

認定番号等

ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合

認定番号等

添付書類

☐ 施設の構造及び設備を示す図面

☐

☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果

☐

☒ 営業許可証

☐

☐

営業許可業種

許可の番号及び許可年月日

営業の種類

備考

1

盛岡市指令○保生第○-○号
令和○ 年 ○ 月 ○ 日

飲食店営業

2

年 月 日

3

年 月 日

4

年 月 日

備考